

別海町議会会議録

第2号（平成28年12月14日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 大内省吾 議員
- ② 4番 木嶋悦寛 議員
- ③ 1番 小椋哲也 議員
- ④ 13番 中村忠士 議員
- ⑤ 11番 瀧川榮子 議員
- ⑤ 7番 今西和雄 議員
- ⑥ 2番 外山浩司 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 大内省吾 議員
- ② 4番 木嶋悦寛 議員
- ③ 1番 小椋哲也 議員
- ④ 13番 中村忠士 議員
- ⑤ 11番 瀧川榮子 議員
- ⑤ 7番 今西和雄 議員
- ⑥ 2番 外山浩司 議員

○出席議員（16名）

1番 小椋哲也	2番 外山浩司
3番 大内省吾	4番 木嶋悦寛
5番 松壽孝雄	6番 森本一夫
7番 今西和雄	8番 西原浩
9番 沓澤昌廣	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	12番 戸田憲悦
13番 中村忠士	14番 渡邊政吉
副議長 15番 佐藤初雄	議長 16番 松原政勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

副町長	佐藤次春	教育長	真籠毅
代表監査委員	志賀正章	監査委員	田村秀男
総務部長	竹中仁	福祉部長	河嶋田鶴枝
産業振興部長	佐藤則夫	建設水道部長	宮越正人
教育部長	中谷隆弘	病院事務長	大槻祐二
会計管理者	田保圭乙	監査委員事務局長	佐藤敏
農委事務局長	山崎茂	総務部次長	浦山吉人
建設水道部次長	金田秀幸	教育部次長	下地哲
総務課長	浦山吉人	総合政策課長	佐々木栄典
財政課長	阿部美幸	税務課長	中村公一
防災交通課長	宮本栄一	福祉課長	山田一志
介護支援課長	今野健一	町民課長	青柳茂
保健課長	小湊昌博	老健事務長	伊藤輝幸
商工観光課長	川畑智明	管理課長	伊藤一成
事業課長	金田秀幸	事業課技術長	山岸英一
上下水道課長	小島実	学務課長	入倉伸顕
生涯学習課長	下地哲	中央公民館長	石川誠
西公民館長	新堀光行	東公民館長	内山宏
図書館長	千葉宏	病院事務課長	三戸俊人

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤和哉 主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

4番 木嶋悦寛 5番 松壽孝雄
6番 森本一夫

◎開議宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。

ただいまから、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

4番木嶋議員、5番松壽議員、6番森本議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（松原政勝君） 日程第2 一般質問を行います。

発言に入る前に申し上げます。

本日は、町長が体調不良により欠席しているため、各議員からの通告のありました一般質問の一部については、町長による答弁ができないことから、本人より通告を取り下げる旨の申し出がありましたので許可します。

議員及び執行機関の皆様は、御理解をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、3番大内省吾議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式であります。3番大内議員。

○3番（大内省吾君） おはようございます。

きょうは町長不在ということで、いつもちょっと勝手が違いますが、頑張ってやっていきたいと思えます。

まず、質問、中小企業者を取り巻く環境と中小企業利子補給支援事業についてお尋ねいたします。

町内会の中小企業事業者を取り巻く環境は、近年、ますます厳しさを増しています。

どの業種をとってみても、生き残り策のため大変な努力をしているのが現状です。

平成26年経済センサスによると、町内では、第一次産業、公務員関係の方を除いた勤労者が4,800人程度おり、何らかの事業所に勤務されていたり、個人で事業を営んだりしています。

そこで、中小企業利子補給支援事業について質問させていただきます。

1番目として、別海町中小企業融資条例において、利子補給金の特例として平成30年3月31日までの間、1%を上乗せし、2%とすることとしていますが、平成30年度以降についてどのようなお考えをお持ちかお聞きいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

利子補給金につきましては、別海町中小企業融資条例に基づき、1%の利子補給と景気

の低迷による中小企業の負担軽減を図るため、平成20年4月から平成30年3月までの特例として、1%を加え2%の利子補給を行っています。

また、金融機関にも御協力いただき、平成26年4月から融資利率を0.2%ほど引き下げていただいているところです。

御質問の、平成30年4月以降における利子補給につきましては、地域経済団体等で構成する中小企業振興検討会や審議会、また、金融機関と商工会で構成する中小企業融資金融会議の意見等も踏まえながら、できる限り継続できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） できる限り検討していくようにしますということで、承っておきたいと思います。

それでは引き続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

別海町中小企業融資条例規則において、金融機関が指定されていますが、各金融機関には融資枠が設定されているため、利用者の取引銀行によっては、枠がなくなり融資を受けられなかったという声を聞いたことがあります。

これまでの課題と現在の状況をお聞きいたします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

中小企業融資条例第2条では、指定金融機関と協議のうえ融資枠を設定し、適正に運用することとしており、施行規則第2条では指定する金融機関を大地みらい信用金庫の別海、西春別、中標津、りんどう、標津支店、それと北洋銀行中標津支店、釧路信用組合中標津支店、北海道銀行中標津支店としています。

融資額につきましては、平成24年10月から7,000万を増額し、10億円としており、各金融機関の内訳につきましては、大地みらい信用金庫関係が8億5,000万、北洋銀行が6,000万、釧路信用組合が4,000万、北海道銀行が5,000万円とする協定書を締結しております。

各金融機関の融資状況については、融資枠をほぼ満額融資している金融機関と融資枠に余裕のある金融機関があります。本年9月末現在での融資額は約9億1,000万円となっています。

昨年度までは、最終的に融資枠を残す金融機関があったことから、中小企業融資金融協議会において協議をいただきまして、平成28年度からは各金融機関の融資枠を協議書に記載している全ての金融機関の間で融通できるようにし、融資が受けられない中小企業者が出ないよう対応をしているところです。

以上です。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） ちょっと質問いたしますが、融通というのは、貸し借りということですか。

それとも相互に理解し合って、やりとりしていくということでしょうか。

ちょっとお願いいたします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） ただいま答弁しました中身で、融資枠を年度の間以降、年度末含めて、余裕のあるというか、余っています融資金融機関の中でとりあえず、

必然的には信用金庫関係がやはり額も大きいですし、貸し付けの要望も多いという中で、要するにほかの金融機関なら、初め、枠を与えた金融機関から、余っているところから、要するに貸し借りというような中身で貸していただいて、貸し付けるというような状況で行っております。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） 答えられる範囲でよろしいかと思いますが、貸し借りというのは、いずれはやっぱりどっかで詰まってくると思うのですよ。でありますから、これ、あのあれですよ。私も調べましたら、中小企業融資条例、その中で、第2条の中に「金融機関と協議の枠を設定し」とありますが、「設定し」とあるんですよ。第2条の中に。「設定し」というのを、やはり今後、もっと利便性を高くするために、やはりそういったことを少し、もうちょっと検討する必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

だから貸し借りという形ではなくて、そういうふうに行っていいのかな、なんて思ったりもいたしますが、そういうふうにしていただければな。それでお互いに金融機関も、貸したり借りたりということ。貸すのが仕事の金融機関であります。そういうことも大事でないかなと、今後も検討していただければと思います。この地域は昔から地域の特性として、なんていいですか、昔からそうなのです。私もいろいろ事業に携わってまいりましたが、盆暮れ勘定といいますか、そういうのやはりあるんですね。それで事業をやればやるほど資金繰り事業進めれば進める、売れば売れば、仕事すればするほど資金繰り大変になるという、結果を招くんですよ。私も経験あるんですよ。それでそういった中で、何と言うか、金策に走ると言うか、金策をしなければならぬという、やっぱり事業者も結構いらっしゃると思うんですよ。

そういったことを考えて、やはりこの融資でございますが、実際には10億という話でございますが、10億は何と言うか、銀行から出すあれですけども、実際には私が調べた範囲で平成25年から27年の間の実績として町から出ているお金というのは、大体、利子補給二つ合わせて1,750万ぐらいです。それに保証協会つきで保証料についても80%を補助しているわけですが、それあわせても2,500万です。10億というのは形上そういうふうになっておりますが、町から実際に出て行くお金というのは、2,500万ぐらいと認識しております。

中小事業者の活性化のためにも、もう少し、やってもいいんでないかなというふうに思っているわけでございますが。この融資は、実際にはあれですね、保証協会つきで、なおかつ、ちょっと危険であれば保証人もつくということが出来るわけで、二重、三重の枠がかかっているわけでございます。そういった中で考えると、非常に焦げつきもなく、回収もできるということで、やってあげること、この枠をふやしていくことが大事ではないかなというふうに、今後、思うんですよ。それでそういうことも検討していただければと思います。

10億で町が2,500万ということになると、人のちょうちんで明かりを取るような、そんな感じもあるわけでございますが、町単独でなんかしているというわけではないです。要するに利子補給でございますので、その辺考えていただければよろしいかなというふうに思います。

ちなみに参考までに申し上げますか。私、調べたんですが、これ釧路市の中小企業融資制度でございますが、融資制度でございますが、まずいですか。

何項目かあるんですよ。別海では8項目あるんですが、1項目しかないということで、

今後、検討していただければなとゆうふうに思いますので、ひとつその辺よろしく願い申し上げておきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

現在の貸付金額の1企業者につき運転資金は1,000万円以内、設備資金は3,000万円以内となっている貸付限度額では、今日の経済情勢や多くの事業所の事業規模を考えると少なめではないかと考えております。

町の見解をお伺いいたします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） 貸付金額につきましては、中小企業融資条例第6条第2号で、運転資金1企業者につき1,000万円以内、設備資金1企業者につき3,000万円以内と規定しています。

貸付金額としては、根室管内各市町村と比較しましても決して少ない状況にはないと考えておりますが、中小企業振興審議会や検討会議等において、貸付金額の増額についても意見が出されておりますので、先ほどの中の利子補給金の特例や、あとは、融資枠等合わせまして、今後は検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） そういうことで、ひとつよろしく願い申し上げておきたいと思います。地域の事業者の新規育成にもつながることでございます。ひとつよろしく願いいたしておきたいと思います。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

国民健康保険税について。

国民健康保険制度について法律が改正され、平成30年度より、財政運営は市町村から都道府県へと移行されることとなりました。

過日、北海道の試算した別海町の国民健康保険税額は、現在の20%強となると報道されました。

多くの町民、特に年金生活者や低所得者は、生活に多大な影響を与えると特別な思いで注視しております。

そこで、以下2点について質問いたします。

1点目として、町は今後、国民健康保険制度について北海道と協議されると思いますが、現時点では対応をどのように考えているのか伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 平成27年5月27日付けで公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、国が国民健康保険への財政支援の拡充を行い、基盤財政基盤を強化し、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなりました。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格の管理保険給付、保険税の決定、賦課、徴収といった地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなっています。

この制度改正により、北海道が財政運営の責任主体として事業運営に加わり、道内市町村とともに、適切な役割分担を担うこととなります。

具体的には、市町村が徴収した保険税を納付金として取りまとめ、他の公費負担等とあわせてうえ、保険給付に充てるための財源となる保険給付費等交付金を市町村に交付する仕組みとなります。

現在、道では、道内統一的な国保運営の指針となる「北海道国民健康保険運営方針」を策定中で、この方針の中に市町村の保険税率の基礎となる医療費水準や所得水準を勘案した標準保険料率を示すこととなっています。

道の運営方針の策定に当たっては、北海道国民健康保険運営協議会での審議や、道や市町村の実務担当者などで構成するワーキンググループにおいて検討しているところでございます。

さきに報道された国民健康保険税の試算については、都道府県単位化に向けた保険料のあり方に関する議論の資料として、北海道が市町村に公表した複数の試算のうちの一つです。

この一つの試算だけ見ますと、本町は、全道平均の試算上の所得と比較し、160%の所得であることが影響し、夫婦2人世帯所得200万円のモデル世帯では、21.4%、保険税が上昇するものとなったところです。

しかし、この試算結果については、国が示す算定方法に改善すべきと考えられる点があり、現在、国と北海道が協議を行っているほか、一部システムに不具合があったことから、新たに一部条件を変更し、再試算することとされ、さらに、協議が継続されます。

町としましては、今後も試算結果を注視するとともに、算定方法など分析し、必要に応じ各振興局単位に設置している国保市町村連携会議の場を初め、あらゆる協議の場において適正、適切な標準保険料となるよう、しっかりと意見を伝えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） ただいまおっしゃったように負担増になると思いますが、2番目の質問に移らせていただきます。

第一次産業の多い別海町は、平均収入が他地域より多く、国民健康保険制度の趣旨に照らし合わせれば、負担増となる試算にはなりません。

しかし、年金生活者や低所得者にとっては、これ以上の負担増は生活環境の悪化を招くことが考えられます。

負担増となった場合の年金生活者や低所得者への対策など、町のお考えをお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ただいまの質問、私のほうからお答えをいたします。

長期的な視点に立った国民健康保険事業の安定的な運営や財政基盤の強化を目的とした都道府県単位化の趣旨は理解できるものですが、報道されたような急激な負担増、とりわけ、低所得者に対する負担がふえることについては、危惧されるところでありまして、可能な限り避けなければならないというふうに考えております。

先ほど福祉部長のほうから回答いたしましたとおり、北海道が示した試算については、現在、再試算することが見込まれております。

また、低所得者等への具体的な対応策についても、まだ、示す段階にありませんが、引

き続き情報収集をするとともに、本町と同様に保険税の上昇が見込まれると報道のありました他の自治体とも連携をしながら、国の責任において、財政基盤強化を確実に実現、実行することなど、国や道に強く要請していきたいというふうに考えておるところでございます。

国民健康保険は、他の保険に加入するもの等を除く全てのものを被保険者とする公的医療保険制度でありまして、国民皆保険の最後の砦とも言えるものです。国民健康保険を維持することは、町民の医療を受ける環境を守る上でも非常に重要なことであります。

そのためにも、持続可能な制度であることが大事なことでありますが、被保険者の負担にも配慮していく必要があることから、今後の重きを見据えながら、しっかりと町としても対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） わかりました。

あまり町民の負担にならないように、皆さんの負担にならないようにやって進めていただければなというふうに思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 以上で、3番大内省吾議員の一般質問を終わります。

次に、4番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式です。4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） ここで申し上げます。

私が通告しました一般質問の大きく1問目、「第7次総合計画策定の準備作業に向けて」のうち（1）「第7次総合計画策定に臨む町長の思い」、それから、大きく2問目の「国際的な経済交流について」は、町長が不在により、町長の答弁がいただけないことから、次回定例会に質問することといたします。

以下、通告に従いまして質問させていただきます。

最初の質問です。別海町第7次総合計画策定の準備作業に向けて。

平成31年度より始まる町の第7次総合計画の策定に向け、来年度から本格的な準備作業に入ることを思います。

現在進行中の第6次総合計画策定時において画期的だったのは、平成19年11月に協働のまちづくり町民会議を立ち上げ、町民が協働のまちづくりの提言書を求めると並行して、第6次総合計画の策定にもかかわったことだと考えます。

さらに大きかったことは、町民会議の進行を外部からのファシリテーターが担ったことでした。

町にとっての道筋を定める大切な総合計画ですから、いかに広く町民の声を聴き、政策に反映できるかが大切であります。会議の成否は結果にあらわれます。

この時、私は初めてプロのファシリテーターが存在し、ファシリテーターによって会議の結果が違うことを知りました。

60人を超える町民会議参加者をまとめていくのは容易なことではありませんが、そのファシリテーターの手腕に驚嘆し、私が町政に興味を持つきっかけにもなりました。

町の将来を見据え、しっかりとした指標となる総合計画策定に向け、次の2点についてお聞きします。

冒頭でもお話しさせていただきましたように、第6次総合計画策定時に設置された協働

のまちづくり町民会議は広聴を進めるうえで、とても有効な取り組みと考えます。

第7次総合計画策定に向け、町民会議設置の考えはありますでしょうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

本町第7次総合計画は平成31年度から、10年間の総合計画といたしまして策定するものですが、ただいま議員おっしゃいましたように、2年度早くですね、来年度、平成29年度から作業を始めることとして予定をしているところです。

一般市民の皆様の意見を広くお聞きすることも、大変重要なことだと考えておりますので、現段階で具体的にどのような体制にするかということまでは、まだ決めておりませんが、偏りのない形で御意見を聞ける機会をつくってまいりたいと考えております。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 町民会議に私も実際に出ておりまして、非常に有効でしたし、今の協働のまちづくりっていう事を進める中で、本当にいいきっかけになった取り組みだったなと思います。

多分、その時と今では、またさらに違う形が考えられますので、よりよい方向を検討していただきたいなというふうに考えます。

2番目の質問です。

策定審議会も含め、会議のファシリテーター及びアドバイザーを外部から招致する考えはあるでしょうか。

お願いします。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 先ほどもお答えしましたとおり、具体的な体制につきましては、今後、決定していくということになりますけれども、策定作業に当たりましては、ファシリテーター等を含む外部委託の方法も当然あるということで考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） これもですね、第6次総合計画のときにはファシリテーター、それからアドバイザーも外部からきておりました。

特にファシリテーターの方は、1年数カ月にわたる会議の進めるに当たって、本当に力を発揮していただいたし、そういう方がいるんだということも、私そのときに初めて知りまして、それからは自分自身もファシリテーターの養成講座ですとか、何度も通ったりしてですね、自分でもその理解をしていこうというふうに考えます。ただ、やっぱり本当の意味でファシリテートできる人というのは、やはりごく限られた人であると思います。

第6次総合計画以降の、町のさまざまな会議において町職員がファシリテーターとなって進められたことがかなりあったと思います。非常に優秀な方たちが多い中で、それは認めるんですが、やはりその結果を考えたときには、ここは外部に委託する意味が本当にあるんじゃないかというふうに思いますので、これは意見として聞いていただければいいと思いますが、そうですね、職員のスキルを上げるためにも外部から呼んでその手法、手腕を学ぶということも、10年経つ意味では大事でないかなというふうに思いますので、御検討をよろしく願いいたしたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、4番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、1番小椋哲也議員、質問者席にお着き願います。

1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） ここで申し上げます。

私が通告いたしました一般質問の「透析医療体制の整備と患者及び家族の支援体制について」の内容につきましては、町長が本日欠席となっているため、考え、判断などについて直接の答弁がいただけないことから、次回の定例会に質問することといたします。

以上です。

○議長（松原政勝君） 以上で、小椋議員の質問を終わります。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。13番中村忠士議員。

○13番（中村忠士君） 予期せぬ出来事が起きまして、町長の容態に対しましては大変心配しているところがございますけれども、できる範囲で一般質問をさせていただきたい。町民のさまざまな問題を抱えているという点について、やりとりをして、少しでも町政が進むように頑張りたいという気持ちで質問させていただきたいと思っております。

1点目でございますが、別海町の人口減対策についてであります。

別海町の人口ビジョンでは、町の独自仮定による推計で44年後の2060年、平成で言えば72年には現在の6割、9,900人程度になると算出。各種政策・事業等により減少率を下げ、1万1,000人以上を維持することを目標としました。

私は9月議会で、このように目標を定めて努力していこうとする町の姿勢に賛意を表明し、ともに努力していきたいと述べました。

「人口ビジョン」ならびに「まち・ひと・しごと総合戦略」の内容と進め方について、前回に引き続き質問をいたします。

1点目ですが、別海町は合計特定出生率が1.86で、全国全道平均を上回っています。

亡くなられる方と生まれる赤ちゃんがほぼ同数、つまり人口の自然減は、ほぼゼロで、減っていないということです。

町側の答弁にあるように、町の施策である子供子育て環境の充実に積極的に努めてきていることが、一つの大きな要因になっていると私も思います。

しかし、別海町は社会的人口減の幅が大きく、総体として人口減が続いています。

要因として、高校大学への進学による転出と離農や地元就業先不足に伴う若年層の町外への流出が挙げられています。

離農対策、農場の後継・継承対策については、前回質問しましたので、若年層の流出への対策について、町の考え方や取り組みをお聞きします。

町側の答弁として地元就業先不足を要因に挙げていますが、現在、町内の企業、事業所はむしろ人手不足に悩んでおられます。

介護職員の不足についてはよく言われるところですが、介護の現場を含め町内各分野の人手不足の状況について、町として聞き取りなどを実態調査や分析はされているか、ま

ず、この点についてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 地元中小企業における人手不足については、全体の実態調査は実施していませんが、中小企業振興検討会議での意見交換や建設業協会からの要望書により人材確保に苦慮している状況であることを認識しています。

また、介護職員の不足については、町として介護を必要とする方に適切なサービス体制を確保する観点から、町内10事業所を対象として実態調査を実施しました。

それぞれ事業内容により、運営体制や人員配置基準が異なり、各事業所で抱える人材確保の問題もそれぞれ異なることから、詳細な分析は行っていませんが、調査の結果、半数以上の事業所において職員が不足していることを把握しています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 私も思った以上に、人手不足というのは深刻だというふうに、業者さんの話を聞けば聞くほど、その点がクローズアップされて来るのではないかというふうに思うんですが、ぜひですね、介護の現場についての調査はある程度されているということですし、介護等などで聞き取りはされているということですが、ぜひ総体的な、この別海町の全体の状況ですね、把握されて、一種、緊急事態でもあるというふうに私は思いますので、そういう点で、一つ取り組みを掘り下げていただければなというふうに思います。

関連しますので、2点目の質問に入ります。

2点目でありますけれども、労働環境、働く人の待遇改善を図ることによって、働く人、とりわけ若年層の定着、流入の状況つくることができると私は考えています。

人材確保や労働環境の改善、賃金等待遇改善に取り組む企業、事業所に対し、町が支援を行っていくことを提案したいと思いますが、町の考えでお聞きいたします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） ただいま御質問につきましては、私のほうからお答えいたします。

本町において、現在、実施している支援策としましては、中小企業振興行動指針に基づき、経営基盤安定のための利子補給及び保証料補助事業や新規開業者、経営拡大に対する支援、地元の業者の受注機会の確保対策などを行っています。

また、担い手対策として、高校生を対象とした大学視察や事業者と事業者との懇談会の実施、事業主や従業員を対象とした中小企業大学校への研修参加費用の助成を行っているところです。

介護の職員に対しましては、町民へのサービスの充実を図るうえから、町独自の取り組みとして、介護職員の初任者研修や受講者に対する支援、各事業所が行う介護職員の確保に対する支援を行っています。

また、建設業につきましては、国土交通省、厚生労働省が連携し、人材確保・育成に向けた取り組みを進めており、この取り組みとして、従業員の技術向上に要した経費の一部を助成する建設労働者確保育成会助成金や転職、離職者、新卒者等を建設業会の就職に結びつけることを目的とした建設労働者緊急育成支援事業の制度があり、これらの助成金については、地元建設会社とも活用している状況であります。

賃金に関する直接的な支援を行うことは難しいと考えておりますが、今後も国や道の支

援事業の活用や町単独事業を継続し、働きやすい職場づくりや人材確保・育成を行う地元企業を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 各分野で幾つかの支援策が行われているという話でありましたけれども、確かに厚労省などでの国の制度もありますね。

そこでちょっとお聞きをしたいんですが、こうした制度についての周知というものが現場で行われている状況はどうかということをまずお聞きします。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま産業振興部長のほうから建設業に関する国のセーフティーネットと申しますか、キャリアアップのための、そしてその転職のための助成事業についての制度があるというお話をさせていただきましたが、これらにつきましては、各建設省、そしてその道の事業所を通して、各事業所に要綱等が配付をされているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ぜひですね、積極的な周知をお願いしたいなと思います。

せっかくある制度、現在活用されているというお話ではありますけれども、さらに積極的にその周知を行って、広めていただきたいというふうに思います。

それから、部長の、産業振興部長の御答弁にありましたけれども、賃金に関する直接的な支援っていうの確かにね、これはなかなか難しいところがあるなというふうに思いますけれども、例えば、今出た国の制度の中には、中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金という制度もあるようでしてね、そういうものも含めて、ぜひ積極的に周知をすることと同時に、国や道の幾つかの支援策があるわけですが、それに上乗せする形、その制度に対してね、上乗せする形、あるいは国の制度が非常に限定的でありますから、すき間を埋める形で町が支援の拡充をしていくと。制度を利用して、それをさらに拡充していく、町の独自措置を講じると、そういう手は打てないのだろうかとは私は考えるんですけども、その点ではどうでしょうか。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） いろんな分野での事業所、あるいは職業もありますので、ちょっと一概にですね、言えない部分もあると思うんですけども、人手不足の大きな要因となっている企業や事業所が雇用を求めることと、募集している内容とですね、就業しようとする者のマッチングがちょっと難しいというふうなことを聞いてます。

その要因の一つには賃金ですとか、そういう待遇の問題もあるんだろうというふうに聞いております。

基本的には事業所としてですね、待遇改善、あるいはいろいろな国の制度等も使った中でのですね、賃金の見直し等をしていただくのが基本だと思いますが、今、中村議員が言われましたように、何かの基準を一つとらえてですね、国の制度の上乗せと申しますか、あるいは国のほうでは、まだ制度化されていないだけでも、こういうことはできないかというようなことにつきましてはですね、町も今後、研究していく必要があるなというふうに思っておりますので、少し、そういうことについても、いろんな冒頭言いましたけど、いろんな分野があるものですから、一概にちょっとここでは申し上げられませんが

んな事業所、あるいはいろんな職業についてですね、研究していききたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 3番目の質問に入らせていただきます。

労働環境を改善することによって人の流れをつくって、人手不足を解消し、人口減を食い止めると同時に、町がおっしゃるようにですね、仕事の間をつくるということも大事だと思います。

今年度から本格実施となったテレワーク事業一つのかぎを握っていると私思っています。

テレワーク事業の現状と課題について町の認識をお聞かせいただければと思います。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えします。

昨年度、総務省の「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」におきまして、官民一体で取り組んできた事業の成果と課題を踏まえ、本年度においても、移住定住の促進、雇用の創出につなげる地域活性化対策として、テレワーク事業を進めているところです。

現状として、事業の推進は、実証事業においてコンソーシアムを構成した団体を中心に組織された別海町移住定住促進協議会、ほらり協議会が担っています。

本年度の滞在型テレワークや移住体験者数は、10月末現在で、企業9社31名、個人12名の累計で43名、滞在日数は延べ211日間となっております。

ほらり協議会では、その他の事業として、新しい働き方に対する意識高揚を図るための人材育成事業、移住者や就労機会の増加を目指すサテライトオフィス誘致等プロモーション事業、情報をスムーズに提供するためのテレワーカー・移住者向けウェブサイトの整備などに取り組んでいます。

また、業績評価指標のような具体的な数字には表れておりませんが、町民の情報発信スキルの向上やテレワーク先進地域とのつながりが生まれるなどの効果も少しずつ見えてきているところです。

一方で、これらの取り組みから見えてきた課題といたしましては、テレワーカーや移住体験者が地域を知るための交流機会が少ないことや、人材育成ワークショップ参加者が得たスキルを持続するためのフォローが少ないことが挙げられます。

これらの課題解決が、さらなる移住・定住や起業・雇用促進などの地域活性化を実現するためには必要であるというふうに考えているところです。

今後も、本事業の継続により、若年層や女性が住み続けられるまち、戻ることのできるまち、また、移住希望者が移住しやすいまち、移住できる町を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今、ほらり協議会の話も出ました。

大変すばらしいホームページをつくっておられまして、これを見ればですね、本当に別海町っていいなと。そして別海町の人もいいなと。さまざまな方々のインタビューが出てたりですね、別海町の人々も自然も地域も、本当にいいところだなという感じがします。

ただ、やはりですね、例えば、このホームページにお住まいはどうやって探せばいいで

すかっていう、見た人の質問に対して、ほらり協議会では、現在、空き家マップを準備中
ですというふうになってます。

これも大きな課題だし、ほらり協議会としてもどうしてもやらなければいけない事業、
あるいは悩み、一種の悩みかもしれません。

そういうことで、ぜひ町もですね、こうやって一生懸命頑張っている、そういう部分に
対して、支援をしていていただきたい。

私も、町民として協力できるところは協力していきたいと、そんなふうに考えます。

4点目に入りますけれども、町内の小さな企業や事業所も参画できる、一般家屋や商
店、農・漁業施設の小修理を含めた補修、増改築などに町が補助する広範囲なリフォーム
制度の設立ができないかということでもあります。

これは前にも提案し、検討するとの答弁をいただいているところですが、改めて町の考
え方をお聞きしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

地域貢献中小企業支援事業は、営利を目的としない個人住宅の省エネ基準に適応した新
築・増改築を対象としており、平成28年度から新築の上限額を75万円に引き上げ、補
助対象事業を断熱工事とあわせて実施する省エネ基準に適合した高効率給湯器、高断熱浴
槽、節水型トイレ、高効率照明器具を追加しております。

一般的な、一般住宅を対象に省エネ基準に適応した新築・増改築に限り補助することと
してありまして、現在のところを一般的な全てのリフォーム等に対す工事に対して、補助
を行う考えはございません。

しかし、中小企業者向けの増改築につきましては、経営の強化・改善の観点から町融資
制度との整合性もあわせて、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） これについては非常に大きな問題で、ずっと継続して私も質問
させていただいてきているところでもありますけれども、また、機会を改めまして論議をさ
せていただきたいと思います。

柱の2番目に入りたいと思います。

公共施設のアスベスト対策についてであります。

札幌、函館、北見で煙突内にアスベスト石綿を含む疑いのある断熱材が落下しているの
が見つかって、大きな問題になりました。

問題の発覚後、当町でも町有施設、全部で50施設における煙突断熱材の調査が行わ
れ、目視による第一次判定の結果、小学校2校、中学校3校の計7本の煙突で破損が認め
られたことから、この事を書いた時点と今大分違いますので、ちょっと修正してですね、
認められたことから当該施設のボイラー運転が中止されたという経緯があります。

この件について5点質問をいたします。

まず1点目ですけれども、アスベスト問題については、以前、私も何度か議会で取り上
げました。

最終的には、対策は完了したと町の回答を得ており、当町において問題はないものと認
識していました。

しかし、今般、また問題が出てきたというのはどうしてなのか、説明をお願いしたいと

思います。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） 御質問にお答えをいたします。

これまでの町の石綿問題への対応の経緯についてでございますが、石綿による健康障害が懸念されたことから、国が平成17年度に石綿障害予防規則を施行したことに対し、本町では、その平成17年度に天井に吹きつけられた飛散性の石綿使用が確認された町民体育館の石綿除去を実施しております。

また、その他の石綿を含む特定建築材料を使用する建物については、解体、改造、または改修する際に適正な管理をすることで、当時の石綿問題への対処は終了をしているところでございます。

その後、平成18年度に石綿障害予防規則の一部改正により、平成18年9月1日以後に新築の工事に着手をした建築物を除く全ての建築物、つまりは平成18年8月31日までの建築物は解体等の際、適正な管理を要する建物として、その範囲が広がることになりました。

さらには平成26年の同規則の改正により、これまでの吹き付けられた石綿等に加え、新たに石綿を含有する廃止つけられた断熱材、耐火被覆材、保温材に激しい劣化や損傷がある場合には施設の解体、改修等の際には、その飛散防止について適切に実施することが求められております。

そのような中、本年の初秋から厚生労働省、文部科学省、総務省から石綿含有保温材等の使用実態調査の実施依頼がありましたことや、道内各自治体で煙突用断熱材の落下が起きている状況の報道も相次いだことから、本町でも緊急点検を行ったところ、劣化の状況が見られるもの、そしてまた要観察等が必要な施設が確認されましたので、今般の対応となったところでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） さまざまな規則が変更になってきたということがあるという説明です。

とりわけ、直近でいえば平成26年6月に石綿障害防止規則の改正が行われたと。ここで除去や飛散防止の対象になっているものが拡大されたということかなというふうに思います。

これはこれで仕方がないというか、規則がそういうふうにならなくなって、より安全な状況を作り出そうということに関して、それはそれで大変結構なことだと。ただですね、平成26年の6月に規則が変わっていると。この間は2年以上、経っているということですが、2年以上経って、この問題がなぜ生じたのか、もっと前に対策がとられなかったのかというのが非常に素朴な疑問であります。

その点についてはどうでしょうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

この後ですね、各学校施設の件につきましては別に質問がされておりますので、総体的な現況についてでございますけれども、国からの通知等につきましては、各省庁から市町村に対しては、俗に縦割りとよく言われますけれども、文科省は文科省、それから厚生労働省は厚生労働省、そのラインでですね、通知がされることが通常でございます。

そのような中、平成26年に規則改正があって、その同一年次にですね、調査の通知が来た省庁もございますけれども、それが文部科学省だけであったということで、この間の状況について言いますと、ことしになりまして、総務省のほうから5月に、この石綿を使用した問題についてですね、後日、調査を実施する予定があるということで総務省通知が来ているところでございます。

そのあと大分、間をおきまして、10月になってから実際の調査依頼があったという状況で、その調査が来た時期と前後いたしまして、先ほど中村議員のおっしゃいました、札幌、苫小牧等々ですね、今回のいろんな事象が新聞報道されるようになったという状況でございます。

その他、厚生労働省についてはですね、この問題が発覚した後の11月に入ってから調査の通知が発出されたというような状況になっておりまして、最初の段階での受けとめ方と、それから、町内での情報共有のあり方に若干、意思疎通のなかった部分があるのかなということは認識しておりますけれども、各省庁からの通知の状況については、ただいま申し上げたような状況になっております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 町だけでなく、国の責任っていいですか、その点も多々あるかなって感じがいたします。

今後の問題が大事ですので、その点については、また後で質問させていただきます。

2点目の質問に入らせていただいて、よろしいでしょうか。

2点目に行きます。

ボイラー運転が中止されている学校に対しては、各教室に移動できる石油ストーブが配置されています。

今、もう既にボイラーが再稼働といたしますか、の運転が再開されたところもありますが、それについてはお答えいただきたいと思いますが、現場の話を聞きますとですね、この問題が起きたときに教育委員会が非常に迅速に対応してくれたというふうに現場では声が出ています。

私からも感謝を申し上げたいと思います。

しかし、教室内の暖房は何とかなっても、廊下やワークスペースなどは寒いという状況もあると。

1日も早くボイラーが使えるようにと願うところですが、今後の見通しについてどうかということをお伺いします。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えをいたします。

今回の学校のボイラーの停止に際しまして、児童や生徒の皆さんにはですね、不便をかけているというふうに考えております。

先ほどお話がありましたようにストーブについては、配置をいたしましたけれども、その他につきましては、学校からの要望等を聞きながらですね、追加の配置等を行っている状況になっております。

御質問の学校の状況でございますけれども、ボイラーを停止した上西春別小学校、西春別中学校、上風連中学校、野付小学校及び上西春別中学校5校の現状についてですが、上西春別小学校の校舎2本、講堂1本の煙突につきましては、石綿含有分析調査の結果、12月2日に結果が判明をいたしまして、含有無しとなったことから、12月5日からボイ

ラーを稼働しております。

西春別中学校、上風連中学校につきましては、同様の分析調査の結果、12月7日に含有無しとなったことから、12月8日からボイラーを稼働いたしました。

野付小学校の屋体につきましては、現在、石綿含有分析の調査中ではありますが、結果がまだ出ておりません。今回の調査で煙突上部から確認したところ、断熱材の一部が損傷している状況が認められております。

含有がない場合におきましても煙突の状況を再確認する必要があり、現在、仮煙突の設置も含め、できるだけ短期間に稼働できるよう準備を進めています。

上西春別中学校については、12月下旬に新校舎建設に伴い、引っ越しを予定しております。2月期につきましては、現状の対応していただくこととなります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 一部を抜かしてっというか、再開されたところもありますのでね、本当にほっとしているところです。

野付小については早く、再運転というか、そういうことがなっしてほしいなと思ってます。

3点目の質問ですけれども、第一次判定の結果は、今後とも通常使用が可となったものが10施設、7施設が使用中止で、これについては今、やるとしたとおりに、残りの施設については観察を要するものが11施設、確認を要するものが15施設という説明を聞いているところです。

それぞれについて、今後、どのような対策をとるのか計画及び見通しをお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） 御質問にお答えをいたします。

まず、今回の調査は、町の対応を対象施設等を特定するため、設計図書の確認から始め、煙突があり、それに断熱材の使用の状況があるか、その断熱材には石綿が含有しているのかなどを主眼に行っております。

石綿の含有の有無については、専門業者に委託をしておりますが、結果につきましては、来年1月中旬には全ての判定結果がわかる予定となっております。

その鑑定結果を踏まえましてですね、現在、劣化等のない、通常使用が可能な10施設においても、断熱材に石綿の含有が判明した場合には、その状況を逐次観察し、適切に対処してまいります。

使用中止の学校7施設については、先ほど教育長が説明したとおりでございます。

また、要観察の11施設についてですが、石綿含有断熱材が使用されている可能性がある年代の施設であることから、濃度測定と含有検査を行っており、その結果として、全てで発散が認められませんでしたので、石綿の含有がなければ、通常使用をしたいというふうに考えております。

また、要確認としております15施設でございますが、石綿含有断熱材が使用されている可能性が低い年代の施設でございますけれども、より安全を考慮し、石綿の含有検査を行っておりますので、石綿の含有がなければ通常しよういたしますが、これら要観察の11施設及び要確認の15施設においても、含有の事実が判明した場合は、劣化の状況を確認しながら、計画的に対処してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 調査が進んでいるということで全体の結果も間もなく出てくるということですが、万全の体制で臨んでいただきたいというふうに思います。

4点目ですが、今、問題になっているのは、煙突の断熱材のアスベスト含有がどうかということですが、ほかに問題になるところはないのかということについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） 御質問にお答えいたします。

先ほど御説明をしたところでございますが、平成26年度の石綿障害予防規則の改正によりまして、これまでに吹きつけられた石綿等に加えまして、新たに石綿を含有する張りつけられた断熱材、耐火被覆材、保温材の取り扱いが追加をされたところでございます。

本町の建築物において、これの建材を使用しているケースは、給配水管の熱の損失防止を目的とした保温材にその可能性がございます。

この新たに対象となった建材の石綿含有調査については、今後、速やかに対象物件の設計図書等を精査の上、現場確認をして、含有の疑いがあるものについては、専門業者による成分分析を行っていただくということにしております。

なお、分析結果により、石綿の含有が認められたものに対しましては、その状況に応じて必要な対策をとりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今後の問題としてですね、5点目の質問に入らせていただきますが、町有施設は所管が教育委員会と町長部局にまたがっており、この問題に関して統括する部署が必要ではないかと思えます。

どこが統括し、アスベスト含有が認められた場合の処理を含め総合的対策をとっていくのか、町の見解をお聞きします。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 今回の石綿問題についての町の対応については、まず、それぞれの施設を所管する部署が、関係する省庁からの通達等により、情報を得て対処しているところですが、どの省庁からの通達にも該当しない施設というのも、現実的にはあります。

このような状況から、現在、進めている煙突用断熱材の石綿含有調査等は、町有施設の建物データベースを一括管理する財政課と、総務部財政課ですね、総務部財政課と、専門知識を有する建設水道部の建築住宅課が連携をして行っているところでございます。

今後は、公共施設等を総合管理計画の策定にあわせて、データを一括管理している財政課と町有建物の老朽化に対処すべく、保全計画の策定を予定しております建築住宅課との調整により、アスベスト対策も含め、町有施設の適正な維持管理が可能となるよう、施設情報を一元管理する仕組みを検討しているところでございます。

教育委員会という行政組織、あるいは町長部局でもですね、水道事業であったり、病院事業であったりと、いろんな部署にまたがっておりますけれども、いずれにしても、予算的なこと、あるいは専門的なことも含めましてですね、総務部、そして建設水道部が連携をとって対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっと1点だけお聞きします。

この件に関する、財政課と建築住宅課が連携してやっていくということですが、トップはだれですか。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） トップは町長でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） それでは3点目の柱に入ります。

給食センター建てかえの件についてであります。

矢臼別演習場周辺まちづくり構想に位置づけられていた防災食育センターについて、本年10月11日に行われた住民懇話会の会議録を見ると、他の補助金等を活用しながら進めていきたいと事務局が説明しています。

これについては、まちづくり懇談会でも町民から質問が出され、町側が同様の答弁をしています。

これまでの構想と違う方向に向かうということかなと推測をしていますが、現状としての考え方、どうしてそういうことになったのか、経緯ならびに今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） この件につきまして私のほうから、お答えさせていただきます。

防災教育センターの整備につきましては、仮称生涯学習センターとあわせて、矢臼別演習場周辺まちづくり構想に位置づけして、防衛省の補助事業で整備を進めることとして検討してきました。

本年度は、基本計画策定に向けて、より具体的な施設整備の検討を進めていますが、これまでの関係機関との協議・検討において、当該補助事業で両施設を整備する場合、仮称生涯学習センターの施設機能等に制約が生じることや、国の予算の関係から各施設の計画年次が先延ばしになることが予測される状況になったところです。

このことから、当該事業による両施設の整備にこだわらず、仮称生涯学習センターをしっかりと整備することが重要であると考え、整備対象施設を仮称生涯学習センターのみとすることも視野に、庁内の検討委員会や住民懇話会の意見を聞きながら、現在、検討を進めているところであります。

なお、防災食育センターが仮に本構想から外れることになったとしても、現在の本施設は老朽化が進んだ施設あることから、早い時期の期間の整備が必要と考えております。

財源の検討を含め、それから建物の現状を捉えながら整備計画を策定していくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 1点だけ確認させていただきたいんですが、補助枠ですね、どういう補助枠でやるのかということも含めて、これは今、決まってないっていうふうなことではよろしいのでしょうか。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） お答えいたします。

ただいま教育長のほうから説明したとおりの経過なんですけど、もう少し現状といいますか、御説明しますと、昨年27年度で基本構想を立てまして、その時点ではですね、防災食育センターと仮称生涯学習センター、別々の場所であっても、一つの補助の中でできないかということを防衛省と協議をしまして、その可能性としてはあるのではないかとということで、できれば高率の補助なものですから、それを活用したいという思いでしたけれども、ことしに入りまして基本計画を、今、策定中ですが、どのぐらいのをそしたら、規模のものを要望しますかと。あるいはどのぐらいの事業費になりますか。どこを想定しますかというようなことですね、今年度に策定しなければならないという状況です。

その中で、例えば生涯学習センターには、こういうような機能は持たせたいんだという町のほうの希望とですね、補助事業側のほうでいうところのメニューに合わせていくとですね、それぞれの、町が要望する面積が確保できないとかですね、あるいは別々の場所に二つの施設を整備するというところで進んでいくと防衛省の補助の問題から補助年限がですね、3年あるいは4年となる可能性があるかと。一つの施設についてですね。

そうなりますと、二つ整備するということになりますと、後のほうは完成が10年後というようなことも、今現在、想定されるというのが状況です。

それは、まだ補助金の話まで入っていないんですけども、補助金の額の話までですね。ただ、もちろん事業費等が固められていく中では、もっと厳しい予算配分になることも予想されるという状況でございます。

そんなことで、生涯学習センターも中途半端な施設になる、あるいは食育防災センターもですね、整備年次がおくれるというような恐れが出てきたものですから、少し考え方をもう1回整理する必要があるのではないかと。生涯学習センターをせっかく、これまで町民の皆さんからの要望を受けて整備するという段になりましたので、できる限り町民の皆さんの要望する施設にしていきたいということから、まずは生涯学習センターに、この補助を集中的に投入したほうがいいのではないかとという思いで、現在、検討しているという状況でございます。

御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ありがとうございます。

これで終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（松原政勝君） 若干時間が早いんですが、皆さんおそろいなので始めたいと思います。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、11番瀧川榮子議員の一般質問を行います。質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式であります。11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

1点目として、障害者差別解消法浸透のための取り組みについてです。

平成18年、国連総会で障害者権利条約が採択されました。日本では、平成26年2月に障害者権利条約の効力が発生しています。

この条約の法整備の一環として、ことし4月から障害者差別解消法がスタートしました。

役場庁舎に置かれた「みんなで取り組む障害者差別解消法」のパンフレットからは、「障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを進めるための法律」と説明しています。

地域住民も参加できる内容がわかりやすく記載されており、たくさんの方の目にとまっしてほしいと考えています。

町として、パンフレットの配布のほか、生涯学習出前講座の実施もされていますが、その取り組みがどのようになされているのか、その点2点についてお聞きします。

1点目として、パンフレットでは、事業者の望ましい取り組みが説明されています。

障害者差別解消法のスタート前から既に実行されている内容もあると思いますが、さらに差別解消に向け、事業者に対してどのような働きかけがなされているかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 平成28年4月1日から施行された障害者差別解消法の基本方針の一つに、行政機関等においては、広く理解を得るための啓発活動を積極的に取り組むこととされています。

本町では、北海道における対応要領・対応方針等を踏まえ、行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置として、「別海町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を本年5月に制定しています。

この要領に基づき、町職員に障害の特性を理解させるとともに、障害者への適切に対処するために、職員対応マニュアルとしてサポートブックを作成し周知しています。

今後、さらに職員一人一人が法律の趣旨や内容の理解、障害者に対する理解と意識向上のための、職員研修などの取り組みを進める予定です。

また、事業者への働きかけにつきましては、商工会や福祉事業者及び教育現場などには、各所管省庁から北海道を通じて情報提供や啓発がされていることを確認しています。

このことから、町から直接事業者に働きかける通知等は行っていないませんが、地域住民に対する啓発活動の一環として、法の施行前に理解促進のシンポジウムを開催し、施行後は別海広報、ポスター、パンフレットの配布による周知のほか、役場庁舎ロビーでのパネル展の開催、ふれあいトーク宅配講座メニューへの追加を行っています。

今後の事業者への取り組みにつきましては、法の推進に関する役割を担っている「別海町障がい者自立支援協議会」の構成委員でもある町の社会福祉協議会や商工会、町内連絡協議会の代表者を初めとする各障がい福祉関係団体の方々と協議を重ね、御意見をいただきながら、自発的な研修・講習会の実施を促すなど、具体的な取り組みについてさらに検討してまいります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 職員の方々とともに、町外にも広くこちらのほうから出向いて、働きかけがこれからもなされていくってことですので、大変期待しております。

二つ目の質問に移ります。

障害を持つ人が、安心して外出できることも大切な障害者差別解消法推進の一つと考え

ます。

別海町が所有する福祉車両を除いたバスには、車いす対応車がありません。

現在、車いす使用者が、町所有バスに乗降する場合、人力介助であり、利用者にも援助者にも危険と強い緊張が常に伴う状況にあります。

利用者の外出を安全で安心できるものにするために、車いす対応バスの導入が必要と考えますが、いかがですか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

現在、本町が所有する福祉車両を除いたバスには、車いす対応車がありませんが、来年3月に納車予定となっております生活バスは、ノンステップバス車を採用しており、車いすのままでの乗降が可能となります。

また、伝い歩き棒も装備していますので、障害のある方や高齢者の方も、これまでより安心して乗降できる仕様となっています。

今後、ほかの3路線の生活バスについても、利用状況や乗客数の推移などを確認しながら、可能な限り車いす仕様車に更新していくこととしています。

また、車いす仕様の生活バス車両は、イベント時の巡回バスなど、生活バス以外の用途にも活用していくということを検討しております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） ノンステップバスとか車いす対応のバスが導入されるということですので、ぜひ、できるだけ早く対応車が入るようにしていただければと考えます。

2問目に移ります。

2問目として、市民後見人養成研修実施後の現状と今後についてです。

市民後見人養成研修は、認知症や精神・知的障害があっても、みんなで支え合い、安心して生活を送ることができるまちづくりを進めることを目的として、別海町でも平成27年度から始まりました。

インターネットで知ることのできる研修内容は、途中離脱があるのではないかと思われ思われるほど難しいそうであり、研修を終えた方の努力に頭が下がる思いです。

また、今年度は養成研修を無事終了した方のフォローアップ研修のため、補正予算が9月議会で可決されました。

しかし、成年後見人という言葉自体、住民に馴染みが薄いまま経過し、どのように活用するのかわからない状況があるのではないかと考え、質問します。

1点目として、成年後見制度を活用する場合、どのような方が対象になるのかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、日常生活におけるさまざまな場面において判断能力が十分でない方が対象となります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 2点目として、成年後見人は、養成研修を受けただけでなく、家庭裁判所により選任される必要がありますが、現在、後見申し立てをされる方に後見業

務ができる準備は整っていますか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 成年後見人は親族、専門職、法人、研修を修了した市民後見人等が家庭裁判所から選任を受け、法定代理人として成年被後見人を支援し、保護する人を言います。

町では、成年後見の仕組みを定着させるとともに、後見制度の利用が必要な方々を支援していく成年後見事業の体制づくりが必要と考えています。

現在、成年後見事業実施に当たっては、後見に関する相談業務、申し立ての受付及び市民後見人の活動支援等を行う後見実施機関として、社会福祉協議会に委託を予定し、平成29年4月からの実施に向け、協議及び準備を進めているところでございます。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 来年4月から実務など体制づくりが社協に依頼される方向性について確認いたしました。

3点目として、今後、高齢化が進む中で、親族や専門職だけでなく成年後見人として、一般町民の後見業務がさらに期待されることになると思います。

町民に対して、成年後見制度の意義などの周知はどのように考えておられますか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 成年後見事業実施に当たり、町民に対する制度等の周知は、大変重要なことと認識しています。

これまでも学習会や市民後見人養成研修、フォローアップ研修を行っていますが、今後においても、パンフレットや町民を対象とした学習会の開催により、成年後見制度の内容、市民後見人及び成年後見実施機関の役割等について、広く周知をしていくこととしています。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 出前講座の中にあるというのは見ていましたので、ぜひ、たくさんの方に活用していただきたいということ、それから来年の4月から、29年の4月から社協に依頼ということで、福祉関係の方たちも、勉強をしていく必要があると思うんですけども、社会福祉協議会の中でも、専門職がこのようになってくると、必要になってくると思いますが、町と社会福祉協議会の専門職の方、もしいらっしゃるとすれば、その人たちの中でどのように協議が進んでいるのか。

来年4月からということですので、もう間近に迫っていますが、協議などされているかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 社会福祉協議会との協議の関係かと思いますが、27年度の市民後見人養成研修のときにも社会福祉協議会の職員も多数参加され、講習を終えております。

今後も、事業を町として社会福祉協議会のほうに委託してまいりますので、連携をとりながらしっかりと周知を行って、また、福祉関係職員、社協の関係職員とも、今後、研修等、フォローアップ研修等にも参加する形で事業を実施してまいりたいと考えています。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 4点目に移ります。

先進事例では、成年後見制度の活用が始まり、住民にその内容が広まることで、活用の増加を見ることができます。

フォローアップ研修を含め、養成研修も継続して開催していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の事業は、今後、ふえることが予想されますが、専門職後見人の受け皿にも限度があり、新たな担い手として市民後見人が必要とされています。

本町において、成年後見制度の利用を必要としている方々が、制度を利用できるよう、今後も養成研修及びフォローアップ研修を継続し、市民後見人を養成していく予定であります。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 28年度、今年度ですけれども、今年度は養成研修はなかったように感じています。

フォローアップ研修だけだったんですけれども、ことしは養成研修してないということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 今年度につきましては、フォローアップ研修のみの実施となっております。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 家庭裁判所で市民後見人、成年後見人として選任されるということになりますと、フォローアップ研修を含め、フォローアップ研修が本当に重要な内容となってきた、そして、それがきちんとされていないと、なかなか選任までにはいかないというようなことが資料の中から読みとれていますので、フォローアップ研修は、ぜひ、選任される、されないにかかわらず、継続してやっていただく必要があると思いますけれども、高齢者の方も、これから今後ふえていきますし、市民後見人、成年後見人として、これからも必要とされていくと思いますので、来年度から養成研修は確実に開催していく方向性なのか確認いたします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 来年度からは、養成研修につきましては、来年度行う予定となっております。

フォローアップ研修や他の研修等についてもしっかりと行っていく予定であります。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 精神的な障害を持たれた方やその他、市民後見人、成年後見人を必要とする方が、安心して受けられるための制度づくりのために、研修を継続していただけることをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 以上で、11番瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

次に、7番今西和雄議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。7番今西議員。

○7番（今西和雄君） ふと気がつきますと、ことしもあと半月を残すばかりとなり、改めて時の巡りの速さに驚いているところです。

そんな中で、4点、通告の質問を上げましたが、町長不在欠席ということで、1点目の

大きな質問につきましては、次回質問をさせていただくことにしまして、2番、3番、4番について質問させていただきます。

まず、町が取り組んでいる指定管理者制度の推移と今後の考え方についてお聞きします。

健全な財政運営、民間活力の導入、新たな雇用の創出などをあげ、指定管理者制度の導入に至ったと認識しておりますが、その認識で間違いないでしょうか、確認したいと思えます。

○議長（松原政勝君） 今西議員、大きな今、あれはしたんですが、この（1）っていうところを読んでいただければと思います。

○7番（今西和雄君） ということで、（1）指定管理者が管理運営し、事業展開をしている中で、総体として、その推移は順調に推移しているかどうかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

本町では平成18年4月から一部の公の施設について、指定管理者制度を導入しておりますが、これまで53の施設について本制度を導入しました。

制度導入後、施設の廃止や利用形態に変更になりました六つの施設が対象から外れ、二つの施設につきましては、現在、1期目の指定期間中となっておりますけれども、残る45施設については、導入後の施設の管理運営状況も適正であったことから、2期目以降も指定管理を継続しております。

これを踏まえますと、総体として、本制度は順調に推移してきているものと判断しているところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 今、53あって、6施設がですから、47施設かな。

そういう中で、地域の会館であるとか、そういう部分については、スムーズな運営がなされてるかなと思いますけど、やっぱり事業展開している指定管理者とのかかわりにつきましては、個々にはなくて総体的に、やはり事業主とのしっかりした信頼関係のもとで、今後とも進めていただければいいのかなというふうに思っておりますし、そのことがさっき冒頭で言った、町の民間活力の導入だとか、いろんなことにつながるようになるんでないかなというふうに思っております。

それで、次の質問に移りますが、今後、いろいろな行政サービスの中で、新たに指定管理者へ移行を考えている分野があるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 町が設置しております公の施設の管理を直営で行うのか、あるいは指定管理とするのか、もう一つは一部委託というような、この三つの方法しかないわけですが、その設置目的に沿って、これまで検討を行い、現時点で一定の整理はできたものというふうに考えております。

先ほど、議員の質問の中で出ました地域の会館等につきましてもですね、本来であれば、指定管理は馴染まないのではないかなということがありましたけれども、先ほど言った三つの方法しかないということの中からはですね、地域にお願いをして指定管理をしていただいて、地域の皆さんの、いわゆる自由度を持っていただいて、うまくいってるのかなというふうに思っています。

こんなことですね、現状は指定管理に移さざるを得ないものにつきましては、順次移してきたということでありまして、今のところ、新たに指定管理者による管理を予定をしているという公の施設はありません。

以上です。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 今後は、今のところそういう考え方がないというふうに受けとめました。この指定管理を上手に展開することによって、やっぱり町民と行政がやる、いろんなことがそれぞれ役割分担できたりとか、そういう部分につながるのかなって気がします。今後は考えてないということでありましたけど、ぜひ、その辺も含めて今後の検討にさせていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の3番目です。

酪農研修牧場の現況と行政が果たす役割について。

研修牧場につきましては、今日に至るまで、何十組もの新規就農者を送り出しており、町酪農の発展に大きな役割を果たしてきていると思いますし、今後ともその役割は大きなものがあるかと思っています。

そこで、質問させていただきます。

昨今、研修半ばで辞めていかれた方もいるとお聞きしますが、現状と今後の研修生確保についてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） ただいまの質問につきましては、私のほうからお答えいたします。

別海町酪農研修牧場は、農業後継者の不足等による農家戸数の減少から、新規参加者を積極的に確保・育成するため、独立に必要な酪農の知識・技術・経営感覚を習得する場として、平成8年度に設立し、本年度までに86組を受け入れ、研修中のリタイアもありましたが、町内53組を含め72組が管内外に新規就農をしております。

現状の体制につきましては、研修生6組11名、指導員4名、場長を含む事務職員3名で運営していますが、一部、短期雇用も行っているところです。

研修生の安定的な確保のため、昨年度から「別海地域担い手育成総合支援協議会」を核として、農協、研修牧場長が一体となって「新・農業人フェア」等へ積極的に参加し、募集活動を行い、本年度からは大都市圏を中心とした農業系の教育機関を訪問するなど、本町の酪農のPR活動及び情報誌を利用したメディア広報活動を実施しております。

また、本町で行う酪農体験・実習に対しても、交通費等の助成を行っているところです。

次年度以降の研修生・研修生の募集活動に関しましては、このまでの取り組みに加えて、大都市圏域の子育て世代をターゲットとして、新規就農をPRしていくほか、ソーシャルネットワークサービスなどを利用したメディア広報活動も展開し、引き続き研修生の確保に努めてまいります。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 今の現況と取り組む姿勢についてお聞きしました。

そこで2番の質問にもかかわるんですけど、私は研修牧場っていうのは、職業訓練、あるいは酪農専門学校とか、短大とか、そういう位置づけで、やっぱり研修牧場っていうのはあるのかなというふうなふうにずっと思っていました。

そういう意味では、今、言われたように研修生をたくさん募集し、募って受け入れたときの、その受け皿として、今以上にやっぱりしっかりした受け皿体制をつくっていく必要があるのかなというのが持っております。

個々にどうのって議論ではなくて、そういう考え方をしっかり持った中で、研修生をしっかりと受け入れして、しっかりと育てていくっていう、そういう体制を1日も早く、今以上に充実したものをつくっていただきたいなっていうのが自分の気持ちです。

そういう意味で、今後の取り組みとして、その充実と、あるいは、場合によってはそのスタッフの増員とか、そんなことも考えられるかなと思いますけど、町の考え方をお聞きします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

現在の酪農研修牧場の指導体制については、牧場長のほか、4名の指導員を配置しているところですが、牧場長につきましては、昨年12月から農協職員OBを採用しております。

指導員それぞれの経歴につきましては、酪農家出身の人が2名、農機具機械販売会社等の経験者が2名となっています。

近年、道内外を含め、新規就農者の確保対策が強化されてきており、担い手確保が非常に厳しい状況となっていますが、これまでどおり研修牧場を核とした取り組みを続けていくことが必要であると考えています。それには、議員が言われるとおり、スタッフの充実が必要であると認識しておるところであります。

今後、早い時期に普及センター等関係機関の協力を得ながら、指導体制・牧場運営体制の充実と強化を図ってまいります。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 部長のほうからそういう説明がありましたけど、副町長一言お願いしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 産振部長のほうからお答えしたとおりなんですけれども、私も昨年の株主総会で、副町長の立場で社長、研修牧場の社長もですね、兼務しております。

ちょうど研修牧場ができて、20年を迎えるということですね、いろんな意味で、今、状況が変わってきているなっていうのが一つあります。

研修生の確保については、先ほども、議員のほうからもあったとおりですし、景気が良くなってきますとですね、なかなか新規就農を目指すって言う人がふえてこない。ましてや、北海道で農業したいという人がいるんですけども、畑作ですとか、花卉のほうに希望する人が多いというような実態がですね、ここ二、三年、特に堅調だというふうに聞いています。

やはり酪農畜産の分野で言いますと、初期投資に1億円ぐらいのですね、土地、それから牛が、また今、非常に値段が高いっていうようなこと。そんな中で、道の農場リースですとか、公社への畜産、農場リース事業とかを活用しての新規就農ということになるわけですので、研修生も非常に覚悟を決めてやってくるという方が多いです。

そして高学歴になってきていますし、非常にこういう時代ですので、インターネット等でいろんな情報も取りながらですね、真剣に研修に取り組むと。

その中では、それを支えてですね、指導しながら、きちっと3年後には新規就農させる

という、そういうスタッフを充実させていくということはですね、議員言われるとおり、大変大事なことだというふうに思っております。

御存じのとおり、今までの指導体制が、昨年、少し変わりましたので、後をですね、担うという方がなかなかいないというのが現状であります。設立当時から18年、19年やってきた方の後をですね、なかなか担える人材がいないということで、大変苦労しているというのが実情ですけれども、機会あるごとにですね、株主の農協、あるいは道のほうにも、町長も何回か出向いておりますけれども、誰か適任の方をですね、配置できないかということで、道の力も借りながら、今、いろいろ協議をしております。

大変、建設的な御意見をいただきました。

町としてもですね、研修牧場の設置者ですし、株式会社研修牧場の株主ですので、私の社長という立場も含めてですね、しっかりそういう指導者、あるいは体制の整備に力を入れていきたい。

もう一つ加えてのお話ししておきたいのが、施設が非常に老朽化してきたと。そんなことで、例えば、乳量を確保するにもですね、必要な施設整備をしっかりしていかなきゃならないと。牛も、例えば、ふやそうと思っても乾乳舎が不足しているとか、いろんな状況も出てきておりますので、そのことも農協等とも協議しながらですね、計画的な施設整備、そして、そういう指導者の体制運営体制も整えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 私が申すまでもなく、果たす役割ってというのは本当に大きなものがあると思いますので、やっぱりいろんな知恵を出し合いながら、これからの研修牧場の発展に向けて取り組んでいただきたいなというふうに申し添えておきます。

4点目の質問に。

畜産環境に関する条例の施行についてです。

平成26年3月に上程のあった環境畜産に関する条例について、議会でも議決をいたしました。

そういう意味では、私どもも大きな責任をもって、この施行に向かっておるところですが、来年の4月の施行に向け、時期も迫っていることから、次のことを伺います。

1番目、この3年間の猶予期間で、施行に向けて町として家畜ふん尿の処理の調査研究することになっておりますが、どのような準備をされてきたか、お伺いいたします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

別海町畜産環境に関する条例は、平成26年4月1日に施行されていますが、規制基準の設定等に関する部分については3年間の猶予期間を置き、平成29年4月1日から施行されることとなっています。

規制基準の猶予期間で実施した調査・研究等につきましては、家畜排せつ物管理適正化指導チームによる全戸の調査を、毎年11月に1カ月ほどかけて行っています。適正に管理を行ってきていない事業者等につきましては、指導、助言なども行っているところです。

農業者に有益な家畜排せつ物処理方法の研究提案につきましては、家畜排せつ物の適正な処理方法など、環境学習及び調査研究の推進委員テーマとした、水環境等を畜産環境考える研修会、意見交換会を全町民、農漁業関係者を対象に毎年実施しています。

本年度につきましても、本条例を研究テーマとした研修会を年明けの2月に開催する予定で計画しております。

また、学校法人酪農学園大学と受託研究契約を締結し、簡易ふん尿処理施設の導入と利用に係る課題などに共同で取り組んでおります。

これらの研究成果に基づく野積み対策の一環として、シート埋設型野積み施設設置事業を、本年度、中山間事業で実施しております。

一方で、家畜ふん尿の適正な処理による有効利用と環境負荷物質の低減を目的に、持続可能な農業生産基盤を支える取り組みとして、国営環境保全かんがい排水事業を推進しており、整備の進捗とともに効果が発現しているところです。

国などに対しましては、本事業の実施を要望するとともに、そのために必要な措置を提案するための中央要請も行っているところです。

町では、本条例の基本的理念に基づき、健全な畜産環境の保持に関する基本的かつ総合的な施策について、引き続き関係機関と連携した中で取り組んでまいります。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） それで、その当時、農家がやるべきこと、JAがやるべきこと、行政がやるべきこと、それぞれに責務を持って取り組んできたのかなっていうふうには思いますし、実際そういう動きできたと思います。

そういう意味で、今回、準備万端整って、さあ4月からっていう運びに恐らくなるのかと思いますけど、その辺のところお聞きします。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 町では、猶予期間の中では、先ほど申し上げた調査・研究等のほかに、農業者の皆さんが規制基準を遵守するために必要な施設整備等への支援を各町内農協の協力を得て実施をしてきました。

必要な施設の整備につきましては、おおむね整備されてきているのではないかというふうに判断しておりますけれども、一部に、まだ未整備のところがあるということではですね、施設整備に向けた補助の延長も、今、検討しているところでございます。

予定どおり条例を施行するかどうかの判断につきましては、現在、規制基準等の内容に関し、関係機関等の協力を得ながら検証を続けております。2月には、先ほど産業振興部長が申し上げたとおりですね、本条例を研究テーマとした研修会も開催する予定でありますので、3月の定例会までにはですね、判断をすることで考えているところでございます。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 今の話の末尾の中で、3月の定例会までには4月スタートの結論を、できるかどうかの結論を出すというふうな受けとめてよろしかったですか。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 条例がですね、現在の条例でいきますと、時限を決めて、3年間猶予するってなってますから、4月1日からは条例改正をしない限りはですね、規制の部分についても、4月1日に自動的に適用ということになりますので、3月定例会までと申し上げましたのは、必要があれば3月の定例会において、条例改正等のことも含めてですね、判断をするということと考えております。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 今後、おそらく常任委員会の中でも、その点については議論をさ

れることかなと思いますけど、今、副町長が申された3月までにという部分については、極力やはり変わっていく部分もあるかなとのニュアンスに伝わったんですけど、やはり26年にしたっていうことを基本に思っ、まずはそこを基本に4月に向けてという考え方で進んでいただきたいなというふうに自分は思っております。

それで、質問じゃないんですけど、自分はこの条例の理念とか云々もすばらしいものができてるなと思っておりますし、決して別海町の一次産業の漁業との協働の発展というばかりでなくて、酪農家自身もやっぱりこれからの酪農という部分においては、しっかりとしたこういう部分にも目を向けた、環境に対しても、コストもしっかり自分たちでっていう、そういう考え方も持ちながら進んでいくための環境条例だなって、自分はいつも思っております。

そういう意味では、行政側もその辺の部分もしっかりと受益者のほうにも伝えながら、先ほど言われた、これからの本当に短いスパンの中ですけど、しっかりと検討した中での結論を出していただきたいなというふうに申し添えまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 以上で、7番今西議員の一般質問を終わります。

次に、2番外山浩司議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式であります。2番外山議員。

○2番（外山浩司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

町立の幼稚園・小学校・中学校のトイレの状況についてです。

先般の教育新聞の報道で、学校施設の改善要望でトイレの改善が問題となりました。

私の一部学校への聞き取りの中でも、洋式化が進まず、排泄を我慢する児童生徒の存在や衛生面の懸念もあると聞いております。

11月10日には文部科学省から学校トイレの便器調査があり、公立の小中学校のトイレ便器のうち43.3%が洋式トイレという実態でありました。

そこで質問をさせていただきます。

現在、町立の幼稚園・小学校・中学校のトイレの実態について、課題と現在の状況についてお聞きいたします。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 本町では、平成24年度から平成27年度までの4年間で実施をいたしましたトイレ洋式化事業において、既存のトイレの洋式化を進めてきております。

この事業では、平成24年度当時、公社で31.3%、屋体20%だった洋式トイレの割合を校舎で約50%、屋体で約42%まで引き上げることを目標に、和式トイレの洋式化及び既存洋式トイレの暖房化を行ってまいりました。

また、校舎の大規模改修時及び学校の要望に応じた洋式化を進めてきております。

その結果、小学校8校、中学校8校、幼稚園3園の洋式化率は、校舎で53.1%、屋体で51.9%、合計で52.8%となっております。

本町の小中学校の校舎・屋体合計の洋式化率は51.8%となりまして、全道の洋式化率51.3%、全国の洋式化率43.3%と比較をいたしまして、それぞれ0.5ポイント、8.5ポイントを上回っている状況となっております。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） ありがとうございます。

私も今回ですね、幼稚園3園と16校ですね、いろいろ見させていただいて、トイレを確認させてもらいました。

それと今、部長さんからあったように、子供たちのトイレについては、1カ所、2カ所含めてですね、洋式化のものがあると。

ただ、中には、暖房のですね、入ってないものも、古いやつはあったりもしました。

それで、ちょっとですね、一部ちょっと実態を知らせたいと思うんですけども、例えば幼稚園の、ある園では1カ所しかなくて、子供たちと男女の先生ですね、1カ所なんです。ですから、男性の先生は小を使うときには、女性の先生は入りづらいですとか、役員会やっているときに、女性の父母がですね、入っていると男性の、こうやりづらいと。

ただ、この園については一定の計画もありますから、一概にはいけないんですけども、そういう幼稚園もありましたし、ある小学校では、奥ということで、下水道がついていないということで、簡易のものなんですけども、女性の先生は洋式化されているんですけども、男性の先生は和式のくみ取り式ということもありましたし、学校開放なくなったということで体育館はくみ取りでも、下が見えるという本当に旧式のものですね、子供たちもそこ使っていないってことでしたので、ですけども、まだそのような状況にありました。

それで、今回ですね、子供たちについては、そのような洋式化っていうのは50%になっているんですけども、勤務をしている先生方についてはほとんどですね、残念ながら和式しかないんですね、新築された学校は違うんですけども。

それも、男性一個、女性一個ということで、調べたら、基準には、当時の基準には適しているんですけども、そのような実態にあります。

今回、校長先生、教頭先生、養護の先生方、聞くことが、話が聞いたんですけども、やはり、高齢でですね、膝が痛いですとか、中には妊婦さんもですね、過去いて、とても使いづらかったという声もありましたし、男性の先生では痔の問題なんかもありました。

そういう点で、職員が働きやすい職場ですか、トイレ環境というのはすごく影響すると思うんですけども。

それで、次に2点目の質問に移らせていただきます。

今後の対応として、町立の幼稚園・小学校・中学校のトイレの整備計画についてお伺いいたします。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 平成27年度までの整備計画に基づきまして、改修を行ってきておりますので、現在のところ、今後の整備計画というものはありません。

ただ、今後の対応につきましてはですね、計画的に行っております校舎の改修時などにそれらトイレを考慮するとともに、今、御指摘等ありました部分も含めて、個別の案件につきまちは、学校や幼稚園とそれぞれ協議をしながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） ぜひ、そのようにお願いしたいと思うんですけども、別海町は、先生方の中ですと、安心して子供を産むことができ、子育てできる町なんです。ね。

自分も根室にいたときには、わざわざ別海病院に通って、そして出産という職員もこういました。

今、根室市も産科が入りましたから若干状況は変わってると思うんですけども。

そういうことを考えて、別海町に移動したいと、そういう考えの先生もいます。ですから、本当にすごく別海町で子育てをし、そして別海町の教育のこのために尽くしていく、そういう、こう考えを持つてる先生がいますので、より大切に、大事にしていきたいなと思いますし、今、お話があったように改築のほうですね、これから体育館ですとか、校舎、こう入っていくわけですので、その中で、今の部長さんおっしゃられたようですね、ぜひ、加味してですね、お願いしたいと思います。

ただ、学校のトイレ、職員トイレと大変使いづらくて、例えば男性の場合は、小は問題ないんですけども、大をしていると、その壁1枚隔てて女性のトイレとかあるんですね。ですから、男性の場合は来ると、音ですぐ、ほとんど突き抜けるといいますか、自分も経験あるんですけども、そういう点でお互いにこう、遠慮しながらってうかな、そういう状況でも過ごしているということですし、実態がありましたし、ある学校では20人以上いてですね、女子トイレ、さっき一個と言いましたけども、当然、休み時間10分の中ではできませんから、我慢をする。そして、どうしても場合は子供たちのところに行くという、そういうものを抱えてやっているという、そういう大きなものを抱えながらやっていますので、別海町の教育ということですね、よりすばらしい人材をもってですね、異動してきていただいて、さらに、この二、三年、学力向上してきてますけども、さらに学力向上の一助になっていくのかなということに思っております。

積極的に取り組んでいただくことをですね、今、確認できましたので、さらに要望してですね、以上で、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 以上で、2番外山浩司議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（松原政勝君） ここでお諮りします。

議案調査のため、12月15日の1日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、12月15日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、明日は各常任委員会を午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

大変皆さん御苦労さまでございました。

散会 午後 1時56分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員